

低所得妊婦初回産科受診料助成事業概要

1 事業目的

低所得の妊婦について、初回の産科受診料（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用で、妊婦健康診査の受診票を交付する前の実費受診分）を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげる。

2 助成対象及び助成額

市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者について、1回の妊娠につき初回の産科受診料1万円を上限に助成。

3 事業の流れ

- (1) 市の各相談窓口や児童福祉施設等で、妊娠の可能性が高いものの未受診の状態にある女性を把握した場合、こども家庭センターを案内。
- (2) こども家庭センターにおいて保健師等の職員が該当女性と面談し、妊娠の可能性について確認（市販の妊娠検査薬で陽性）。
- (3) 妊娠の可能性が高い場合、市内指定医療機関（桜町病院）の受診券を発行し、初回受診を促す（必要時こども家庭センター職員による同行支援）。
- (4) 妊娠が陽性であった場合、伴走型支援を開始し、妊婦としての生活が安全に過ごせるよう、必要な支援につないで行く。

※ 市内指定医療機関以外で受診する場合や、既に受診済みの場合は償還払い。

4 事業開始予定日

令和7年4月1日

5 予算額

- (1) 歳出（180千円）

助成上限額 10,000円×18人分

180千円

(2) 歳入（１３５千円）

ア	国庫補助金	母子保健衛生費国庫補助金	９０千円
イ	都補助金	東京都初回産科受診料支援事業補助金	４５千円